

第2回 NPO 法人ウッドデッキ (WD) 理事会

日時：2022年12月12日(月) 12:00-12:30

開催場所：総合地球環境学研究所

議案：

1. 前回議事録／議事要旨確認 _____ p.2 資料1
資料2
2. 謝金規程について(審議) _____ p.8 資料3
3. 個人情報保護方針(プライバシーポリシー)(審議) _____ p.9 資料4
4. 会計の現状報告 _____ p.11 資料5
5. HPの進捗報告資料なし
6. 次回理事会開催について _____ p.12 資料6
7. その他

特定非営利活動法人 ウッドデッキ
第1回理事会議事録

- 1 開催日時：2022年10月14日10～11時
- 2 方法（場所）：Zoomによるオンライン会議
- 3 出席者の数：5名（参加対象者6名）
実参加：3名 渡辺、山極、秋山
委任状による参加：2名 濱口、カセム
事務局：辻

4 議題

- 第1号議案 ウッドデッキ担当とその責務について（審議）
- 第2号議案 シンポジウムについて（審議）
- 第3号議案 謝金規定について（審議）
- 第4号議案 寄付金について（審議）
- 第5号議案 NPO法人設置報告
- 第6号議案 HPの進捗報告
- 第7号議案 今後の理事会開催について
- 第8号議案 その他

5 議事の経過の概要及び議決結果

第1号議案 ウッドデッキ担当とその責務について

議長は、担当とその責務の説明の後、その承認を求めたところ満場異議なく承認可決した。

第2号議案 シンポジウムについて

議長は、シンポジウム案を説明し、その承認を求めたところ満場異議なく原案どおり承認可決した。

第3号議案 謝金規定について

議長は、謝金規程案について説明をし、その承認を求めたところ満場異議なく原案どおり承認可決した。

第4号議案 寄付金について

議長は、寄付金に関する進捗状況と今後について説明をし、その承認を求めたところ満場異議なく原案どおり承認可決した

第5号議案 NPO法人設置報告

議長は、NPO法人ウッドデッキの設置に至る経緯を説明し、これが確認された。

第6号議案 HPの進捗報告

議長は、NPO法人ウッドデッキホームページの進捗状況を説明し、これが確認された。

第7号議案 今後の理事会開催について

議長は、今後の理事会開催時間について説明し、これが確認された。

第8号議案 その他

今後の活動について、自由に意見交換を行った。

以上ですべての議事は終了した。オンライン会議において音声・画像が確認でき適時的確な意思表示と双方向性は終始異常なく維持されたことを確認し、議長は閉会を宣言した。

以上、オンライン会議による理事会の議事録が正確であることを証します。

2022年10月21日

議長 渡辺美代子

議事録署名人 山形新一

議事録署名人 秋山 咲也

特 定 非 営 利 活 動 法 人 ウ ッ ド デ ッ キ
第 1 回 理 事 会 議 事 要 旨 (案)

- 1 開催日時：2022年10月14日10～11時
- 2 方法（場所）：Zoomによるオンライン会議
- 3 出席者の数：5名（参加対象者6名）
実参加：3名 渡辺、山極、秋山
委任状による参加：2名 濱口、カセム
事務局：辻

4 議題

- 第1号議案 ウッドデッキ担当とその責務について（審議）
- 第2号議案 シンポジウムについて（審議）
- 第3号議案 謝金規定について（審議）
- 第4号議案 寄付金について（審議）
- 第5号議案 NPO法人設置報告
- 第6号議案 HPの進捗報告
- 第7号議案 今後の理事会開催について
- 第8号議案 その他

5 議事の経過の概要及び議決結果

第1号議案 ウッドデッキ担当とその責務について

議長は、担当とその責務の説明の後、その承認を求めたところ満場異議なく承認可決した。

第2号議案 シンポジウムについて

議長は、シンポジウム案を説明し、その承認を求めたところ満場異議なく原案どおり承認可決した。

第3号議案 謝金規定について

議長は、謝金規程案について説明をし、その承認を求めたところ満場異議なく原案どおり承認可決した。

なお審議における主な発言は次の通り。

■特別な事情がある場合について

- ・シンポジウムの参加が有料であったり、企業の支援がある場合もある。その場合、きちんと謝金を支払った方が望ましく、「特別な事情がある場合」として、謝金を支払う。

第4号議案 寄付金について

議長は、寄付金に関する進捗状況と今後について説明をし、その承認を求めたところ満場異議なく原案どおり承認可決した

なお審議における主な発言は次の通り。

■寄付活動のステップ・準備

- ・担当が既にわかる場合（顔が見えるところ）はそこから始めることが妥当である。それ以上の知らない方へアプローチしていく場合は、説明力が重要となってくる。それ以上にアプローチする際には、団体の説明や活動実績が必要となる。企業内ではお金を出すにあたり、企業内の承認プロセスで目的等の説明が必要となる。そのため、ウッドデッキの説明をスムーズに行えるようにホームページなどを準備したうえで、次のステップに進むとよい。

■寄付金額に関する企業内決済権限と、企業への還元

- ・金額により決済者が異なる。企業が寄附金を出すときには、コンプライアンスが重要となってきた。経営者が言ったから寄付という時代ではない。例えば、寄付を企業での講演やワークショップという形の還元などと合わせて提案するとよい。

■安定的な寄付の確保策

- ・一社10万円で10年間を依頼するという方法もあり、100社集めれば年間1000万円が10年間ということになる。こうすると、寄付の年によるばらつきが小さく、10年間のめどをつけて活動ができる。
- ・企業では、決済は年度ごととなる。総額は100万円で支払いは10万円10年間というような契約を、相手と相談しながらやるという方法もあるかもしれない。

第5号議案 NPO法人設置報告

議長は、NPO法人ウッドデッキの設置に至る経緯を説明し、これが確認された。

第6号議案 HPの進捗報告

議長は、NPO法人ウッドデッキホームページの進捗状況を説明し、これが確認された。

第7号議案 今後の理事会開催について

議長は、今後の理事会開催時間について説明し、これが確認された。

第8号議案 その他

今後の活動について、自由に意見交換を行った。

主な発言は次の通り。

■ウッドデッキのターゲットとする若者像

- ・ウッドデッキのターゲットが、若者といったときにどこまで若くするか。ポスドク、大学生、高校生でやり方が変わってくる。高校生と大学生では内容を変えないといけない。若手の研究者だと、専門的・高度な話、就職の話をしないとけない。企業関係者との機会を作ることも必要かもしれない。

■日本にいる留学生のケア

- ・日本に留学生が来なくなる傾向がある。来てくれる人を大切にする必要がある。アメリカでさえ、国籍がないと苦勞しており活動に制限がある。日本の留学生は相当苦勞しているはずで、そういう人を応援したり改善する必要がある。
- ・京都市学生が15万人うち留学生が1万人いる。留学生があふれている。どう迎えたらいいか。

文科省の留学生に対する態度は明確ではなく、以前は研修後母国に帰って知識技術を生かすということであったものが、今は日本企業に就職して日本に貢献してもらおうというように180度転換した。それが徹底されているわけではなく、大学に任されている。

- ・日本にいる外国人留学生については就職の世話が大切である。対応については、大学によってまちまちである。企業の若手の担い手の中心として海外の学生を考えていて、そうした企業戦略と大学がマッチしている場合もある。

■日本の労働力としての外国人

- ・一定の数が集まるとコミュニティができる。例えば、気仙沼の漁師はほとんどベトナム人で、加工工場はベトナム人の女性である。千葉にも拠点があってどんどん入ってくる。高等教育とは関係ないが、いったんコミュニティができると人がどんどん入ってくる。また、金沢21世紀美術館の中国人の学芸員が何人もいる。日本の労働力、昔は外国人は下支えだったが、今や中堅から上の方まで外国人の人が入れ替わっている。野心があって夢のある外国人が門戸が開かれればどんどん入ってくる。
- ・海外から日本に来ている人たちへの教育もきちんと考えた方がよい。
- ・円安で、少し前に比べると、海外から日本に来て日本円で給料をもらっている人にとっては、大体30%ぐらい目減りしている状況が心配である。人手不足の業界が頭を抱える状況になっている。

■海外にいる日本人のケア

- ・海外では、宗教法人の現地法人を頼れば苦労しない。日本の仏教の法人がアメリカでだいぶ活躍している。そういうことで宗教法人は信者を伸ばしているという面もある。
- ・海外で就職した人が、円安により日本の給料が安すぎてますます日本に戻れなくなっている。

■その他

- ・為替を含めて我々を取り巻く状況が変わっている。昭和世代の体験が通用しない場合もあるだろう。世代を超えたコミュニケーションや若い人の意見が大切である。

以上ですべての議事は終了した。オンライン会議において音声・画像が確認でき適時的確な意思表示と双方向性は終始異常なく維持されたことを確認し、議長は閉会を宣言した。

特定非営利活動法人ウッドデッキ 謝金規程（案）

規程第 1 号

（目的）

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人ウッドデッキ（以下「当法人」という。）の事業に伴う謝金の支払いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（適用範囲等）

第 2 条 本規程は、当法人での講演講師とパネリスト（以下「講師」という）に対する謝金に適用する。

（謝金等の支払基準）

第 3 条 講師謝金は、原則として 10,000 円の標準単価を適用する。

2 講師謝金の支払対象とする時間は、移動時間を除いた実働時間とする。

3 講師謝金の支払単位は 1 時間程度とする。

4 ただし、特別な事情がある場合には、この標準単価を適用せず、理事会にて審議し決定する。

（謝金の支払方法）

第 4 条 謝金は支払い対象者が指定する金融機関の口座に振り込む方法あるいは現金により支払う。

2 謝金の支払いにあたっては、当法人は法令の定めるところに従って所得税の源泉徴収を行ったうえで、その残額を支払う。

（費用）

第 5 条 交通費及び宿泊費を要した場合は、当法人が支払う。ただし、特別な事情の場合にはその限りではない。

（改廃）

第 6 条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附則

この規程は、2022 年 12 月 12 日から施行する。

特定非営利活動法人ウッドデッキ 個人情報保護方針（プライバシーポリシー）（案）

1. 個人情報保護に関する基本方針

特定非営利活動法人ウッドデッキ（以下「当法人」という。）は、円滑な運営に必要な範囲で、社員・利用者等の情報を収集いたします。

運営するウェブサイトを含め、すべての業務において収集した情報は、利用目的の範囲内で適切に取り扱い、個人情報の保護に関する法律及び、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「法令」という）に従って、以下のプライバシーポリシーを定め、個人情報保護に努めてまいります。

2. 個人情報とは

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいいます。

3. 個人情報の取得について

当法人が個人情報を収集する際は、利用者ご本人の意思による情報の提供(登録)を原則とし、「法令」に基づく場合を除き、取得する個人情報の利用目的を明示いたします。

また、個人情報の収集は、明示した目的を達成するために必要な範囲内で利用いたします。

4. 個人情報の管理について

収集しました個人情報は、当法人が厳重に管理し、保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じるとともに、その改善に努めてまいります。

また、「法令」に基づく場合を除き、保有する個人情報を第三者に提供いたしません。

なお、当法人の運用を外部に委託する場合は、委託先においても同様に適切な対策を講じません。

5. HP における情報管理について

(1) アクセスログについて

当法人のウェブサイトでは、利用者のアクセス情報をアクセスログという形で記録しています。アクセスログは、IP アドレス、ホスト名、位置情報、ブラウザ名、デバイス名等の情報を含んでいますが、特定の個人を特定できる情報は一切含まれておりません。

アクセスログは、アクセス傾向を分析し、利便性の向上やウェブサイトの保守管理に利用し、それ以外の目的のために使用することはありません。

(2) Cookie 及び類似技術の利用について

当法人のウェブサイトでは、Cookie（クッキー）及び類似技術を使用して一定の情報（インターネットドメイン名、IP アドレス、当ウェブサイトの閲覧状況等の情報）を収集しています。

Cookie とは、サーバから利用者のブラウザに送信される認識票で、閲覧履歴などを取得するものですが、特定の個人を識別できる情報は一切収集していません。

また、Cookie 及び類似技術を利用したツールの運営会社に、ご利用者の閲覧履歴等が蓄積されることがありますが、蓄積されることを好まない場合、設定により Cookie の機能を無効化することもできます。

ただし、Cookie の機能を無効化した場合、サイトによっては、正しく閲覧や利用ができないこともありますので、ご注意ください。

Cookie の使用停止方法（トラッキング拒否方法）については、ご使用になっているブラウザのヘルプをご覧ください。

6. 個人情報の開示・訂正・利用停止について

当法人では、保有する個人情報について本人から開示請求があった場合又は開示した個人情報に対して訂正若しくは利用停止の請求があり、当該請求に理由があると認められるときは、本人に関する個人情報を開示、訂正又は利用停止をいたします。

手続きにつきましては、以下の当法人事務局までご連絡ください。

7. お問い合わせ先

特定非営利活動法人ウッドデッキ事務局

<secretariat.wd@gmail.com>

附則

この個人情報保護方針（プライバシーポリシー）は、2022年12月12日から施行する。

会計の現状報告

| 日付 | 費用 | 内容 | 会計 | 事業費 | 管理費 | 支払い | 紙領収書 | 電子領収書 | 支払い状況 |
|------------|----------|-------------------|----|----------|----------|---------|------|-------|------------|
| 2022/5/5 | ¥33,165 | Zoom契約 | ○ | | ¥33,165 | VISAカード | | ○ | 辻仮払い |
| 2022/5/9 | ¥20,856 | Adobe契約 | ○ | | ¥20,856 | JCBカード | | ○ | 渡辺仮払い |
| 2022/5/12 | ¥2,420 | Iris印鑑 | × | | | JCBカード | ○ | | |
| 2022/5/20 | ¥59,400 | 設立総会会場費 | ○ | | ¥59,400 | 東芝カード | ○ | ○ | 渡辺仮払い |
| 2022/5/20 | ¥900 | 設立総会お茶 | ○ | | ¥900 | Paypay | ○ | ○ | 渡辺仮払い |
| 2022/5/20 | ¥92,560 | 設立総会懇親会 | × | | | JCBカード | ○ | | |
| 2022/5/20 | ¥5,070 | 参加会員旅費 | ○ | | ¥5,070 | 未払い | | | 各自仮払い |
| 2022/6/22 | ¥370 | 申請書類提出ユーパック | ○ | | ¥370 | 現金 | ○ | | 渡辺仮払い |
| 2022/7/1 | ¥17,633 | 法人印鑑 | ○ | | ¥17,633 | JCBカード | | ○ | 渡辺仮払い |
| 2022/9/6 | ¥2,100 | 印鑑証明書&登記事項証明書収入印紙 | ○ | | ¥2,100 | 現金 | ○ | | 渡辺仮払い |
| 2022/9/10 | ¥8,000 | 横浜市会計セミナー受講料 | ○ | | ¥8,000 | 銀行振込 | | ○ | 渡辺仮払い |
| 2022/9/27 | ¥11,880 | HP_Wix契約 | ○ | ¥5,940 | ¥5,940 | JCBカード | | ○ | 渡辺仮払い |
| 2022/10/15 | ¥5,500 | シンポジウムポスターランサーズ | ○ | ¥5,500 | | 東芝カード | ○ | ○ | 渡辺仮払い |
| 2022/10/30 | ¥52,750 | シンポジウムポスター依頼ランサーズ | ○ | ¥52,750 | | 東芝カード | ○ | ○ | 渡辺仮払い |
| 2022/10/28 | ¥57,420 | 地球研打合せ旅費 | ○ | ¥57,420 | | 現金 | — | — | 井関¥29,380, |
| 2022/11/10 | ¥55,000 | ロゴデザイン料 | ○ | ¥55,000 | | 銀行振込 | ○ | | 渡辺仮払い |
| 2022/12/12 | ¥300,000 | 地球研シンポジウム参加旅費 | ○ | ¥300,000 | — | | | | 見込み |
| 2022/12/12 | ¥8,000 | シンポジウム事前打合せ昼食代 | ○ | ¥8,000 | — | | | | 見込み |
| 2022/12/12 | ¥4,000 | 理事会昼食代 | ○ | — | ¥4,000 | | | | 見込み |
| 2022/12/12 | ¥30,000 | 講演謝金 | ○ | ¥30,000 | | | | | |
| 2022/12/12 | ¥50,000 | ベビーシッター代 | ○ | ¥50,000 | | | | | 見込み |
| 2022/12/12 | ¥90,000 | シンポジウム反省会食事代 | ○ | ¥90,000 | — | | | | 見込み |
| 2022/12/12 | ¥44,200 | 反省会のための宿泊費 | ○ | ¥44,200 | — | | | | 見込み |
| 合計 | ¥951,224 | | | | | | | | |
| 会計合計 | ¥856,244 | | | ¥698,810 | ¥157,434 | | | | |

次回理事会の開催について

2023年3月末時点の会計報告を完成させ、理事会承認後、総会を6月中までに開催する必要があります。このため、次回理事会は2023年5-6月で調整する。

参考：2023年5月末までに確定申告

2023年6月末までに横浜市に報告書提出